

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱の一部を改正する告示 (障害者支援課)	107
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃

公 告	
○各種学校の設置認可 (文教課)	107
○土地改良区役員の就退任届 (中丹広域振興局)	108
○令和8年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	109

告 示

京都府告示第94号

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱の一部を改正する告示

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱(平成18年京都府告示第254号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「第43条の2第2項」を「第44条第2項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月3日から施行する。

京都府告示第95号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期 限
医療法人八仁会 久御山南病院	久世郡久御山町坊之池坊村 中28	令 8. 1. 9	令 11. 1. 8
社会福祉法人京 都社会事業財団 京都桂病院	京都市西京区山田平尾町17	8. 2. 22	11. 2. 21

公 告

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、次のとおり各種学校の設置を令和8年2月18日認可した。

令和8年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設 置 者	学 科	総 定 員	開 校 年 月 日
京都国際 フランス 学園	京都市下京区 富小路通五条 上る本神明町 411	学校法人 京都国際 フランス 学園	幼児教育科 初等教育科 中等教育科 高等教育科	人 120 250 160 120	令 8. 4. 1

舞鶴市西大浦土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
舞鶴市字千歳52	堀 口 仁 武
〃 〃 128	内 海 善 通
〃 字瀬崎558の1	西 野 靖
〃 字千歳297	南 忠 嗣
〃 字瀬崎269	秋 安 寛

(2) 監事

住 所	氏 名
舞鶴市字千歳292	富 島 誠 一
〃 字大丹生104	上 林 新 二

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
舞鶴市字千歳289	南 昇
〃 字大丹生891	櫻 井 清
〃 字瀬崎558の1	西 野 靖
〃 字千歳297	南 忠 嗣
〃 字瀬崎269	秋 安 寛

(2) 監事

住 所	氏 名
舞鶴市字瀬崎271	西 野 猪佐雄
〃 字千歳56	定 井 重 和



建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和8年の二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和8年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験日時及び試験会場

(1) 二級建築士試験

ア 試験日時

(ア) 学科の試験

令和8年7月5日(日)

午前10時15分から午後5時20分まで

(イ) 設計製図の試験

令和8年9月13日(日)

午前11時から午後4時まで

イ 試験会場

(ア) 学科の試験

龍谷大学(深草学舎)

(京都市伏見区深草塚本町67)

ポリテクカレッジ京都

(舞鶴市上安1922)

(イ) 設計製図の試験

龍谷大学(深草学舎)

(京都市伏見区深草塚本町67)

京都建築大学校

(南丹市園部町二本松1の17)

(2) 木造建築士試験

ア 試験日時

(ア) 学科の試験

令和8年7月26日(日)

午前10時15分から午後5時20分まで

(イ) 設計製図の試験

令和8年10月11日(日)

午前11時から午後4時まで

イ 試験会場

(ア) 学科の試験

龍谷大学(深草学舎)

(京都市伏見区深草塚本町67)

(イ) 設計製図の試験

龍谷大学(深草学舎)

(京都市伏見区深草塚本町67)

2 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和8年4月1日(水)午前10時から令和8年4

月14日(火)午後4時まで

(2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害があり、インターネットの利用が困難である等）は、令和8年4月7日（火）までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和4年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年までのいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力すること。

4 受験票の交付等

(1) 二級建築士試験

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年6月19日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年8月24日（月）頃から受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のページをいう。）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年6月19日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年8月24日（月）頃から受験有資格者に発送する。

(2) 木造建築士試験

受験票は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年6月19日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年9月24日（木）頃から受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のページをいう。）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年6月19日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年9月24日（木）頃から受験有資格者に発送する。

5 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、二級建築士試験については令和8年6月24日（水）頃から、木造建築士試験については令和8年7月8日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年3月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

長岡京市馬場二丁目213の4の一部、215の1、216、市有地

（関連区域）

長岡京市馬場二丁目211の5の一部、212の2の一部、213の2の一部、215の4、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市西京区桂木ノ下町1の19

株式会社グランレブリー

